

総合資源エネルギー調査会原子力小委員会  
第5回会合（2014年8月21日）  
吉岡委員意見書

今回は出席できないので、配布資料について、ごく簡単にコメントしたい。

今回の議題は、競争環境下における原子力事業の在り方、である。

吉岡はこの十数年来一貫して、原子力事業に対する政府の過保護政策を批判し、それらを全面的に廃止すべきと力説してきた。自由化された電力市場のもとで、政府の原子力事業への保護・支援がない条件下で、個々の電力会社が自らの経営判断によって、発電施設や核燃料施設の廃止や建設を決定し、その決定に対して電力会社は自己責任を負うべきだし、判断の失敗による会社清算も当然ありうると力説してきた。その点では自由主義的志向の強い経済学者と、意見が一致することが多かったし、今もそうであると思っている。（勿論、核不拡散や安全に関する核技術に固有の性質ゆえの諸規制は必要である。そこには一定限度を超えたリスクを伴う技術の禁止も含まれる。）

政府は牛歩の歩みながら、電力自由化を少しずつ進めてきた。それは基本的に世界の自由主義経済の発展の潮流に合った流れであり、妥当であると考ええる。そしてそうした自由主義的な価値観にてらせば、原子力事業の過保護政策も直ちに全廃するのが適切である。なお2030年までに原発をゼロにするのは十分可能であり、原発廃止を条件としてそれを円滑にするための経過措置を電力会社に対して講ずることは妥当である。また原発廃止後の後始末は、核技術の性質上、電力会社だけでは手に負えないので、将来にわたる政府の一定の関与は必要である。

以上の観点からみて、英国が現在計画中の、差額決済方式を原子力発電に適用するアイデアは、まったく正当性を持たないものである。このアイデアの核心にあるのは、再生可能エネルギーと同等の一技術中立的と称している一優遇策を、原子力発電に対する従来からの優遇策の加える形で、原子力発電に提供するというアイデアである。その買取価格も陸上風力発電や太陽光発電とほぼ匹敵し、その期間も2倍以上である。原子力発電はこのような極端な優遇策を講ずるに値するものではありえない。英国は世界最初に、1956年に商業原子力発電を始めた国である。58年後のいま、電力市場の相場の2倍の価格で買い取ろうとしていることは、原子力発電の経済性が歴史的に反証されたことを意味すると考えられる。日本をふくめ、世界のいかなる国も、見習うべきではない。

以上

※メールでご提出頂いたものを事務局にて体裁のみ修正。